

# 9月9日は「救急の日」です！

救急医療週間 9月7日(日)～13日(土)まで



出典：総務省消防庁

## 「救急の日」とは？

救急業務および救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」、救急の日を含む1週間（日曜日から土曜日）を「救急医療週間」としています。

## 市民の皆さんに知ってもらいたいこと

### 尊い命を救うために救急車の適正な利用を

通常、119番の救急要請を受けると、現場を管轄する消防本部・消防署から救急車が出動します。しかし、管轄内の救急車が出動している場合は、別の管轄から救急車が出動することになり、現場への到着に時間を要します。このため、生命に危険のある傷病者に対する救命措置が遅れてしまいます。

一刻も早い治療が必要な人のために、タクシーや自家用車で病院に行けないか、119番通報をする前に今一度考えてください。

**緊急に病院へ搬送しなければならない場合は迷わず119番通報をしてください。**



救急車  
利用マニュアル